

# 中央家畜衛生通信

第103号 令和6年2月発行 岩手県中央家畜保健衛生所・岩手県中央家畜衛生協議会

## 目 次

- ・死亡牛の BSE 検査対象が令和 6 年 4 月から変更になります …… 1
- ・地域ぐるみでアカバネ病ワクチン接種を徹底しましょう …… 2
- ・家きんを高病原性鳥インフルエンザから守りましょう！ …… 3
- ・管内における牛ウイルス性下痢（BVD）の発生と対策 …… 4

## 死亡牛の牛海綿状脳症（BSE）検査対象が令和 6 年 4 月から変更になります

大家畜課

令和 6 年 4 月 1 日より、死亡牛の BSE 検査の対象となる月齢区分が廃止され、生前に BSE を疑う症状を呈していた牛を中心とした検査体制に変更されます。死亡牛の生前の症状や経過について注意していただき、検査漏れがないよう御協力をお願いします。

### 【令和 6 年 4 月からの検査対象牛】

#### ①【全月齢で】BSE の特定症状を呈した死亡牛

BSE の特定症状：興奮しやすい、音や光に対する過敏な反応などの神経・行動異常

#### ②【全月齢で】起立不能・異常歩様・歩行困難等があった死亡牛

臨床症状から乳熱、マグネシウム欠乏症、神経麻痺、進行性の神経症状等を疑った牛も含む。

具体的には、以下の場合は令和 6 年 4 月 1 日以降、検査対象から除外されます。

- ✓ 現在、検査対象となっている「96 か月齢以上の一般的な死亡牛」は対象外となります。
- ✓ ②の症状で、獣医師の血液検査等により BSE 以外の疾患と確定された牛（※）は対象外です。また治療により症状が一旦緩和した後、死亡した牛は血液検査等がなくても対象外です（進行性の症状に当たらないため）。
- ✓ 獣医師の検査で監視伝染病（例：牛伝染病リンパ腫）と確定された牛は対象外です。
- ✓ 一方、全月齢で原因不明の死亡牛や生前の症状を一切把握されず死亡した牛は、検査対象です。

※獣医師の臨床検査のみの場合は、原則、BSE 検査が必要となりますが、例えば、血液検査の結果から「乳熱」と診断された牛は BSE 検査対象外です。

獣医師は、検査の要否の判断が困難な場合、家保にご相談ください。

### 【農場の皆様へのお願い】

牛が死亡した際は、必ずかかりつけの獣医師に上記①、②の状態や事情を伝え、検案書を作成してもらってください。（死亡牛処理整理表に検案書の添付をお願いします。）

### 【獣医師の皆様へのお願い】

死亡牛を検索した獣医師は、BSE 検査の要・不要を検案書に記入をお願いします。同時に上記①と②の対象牛について、家畜保健衛生所への「死亡牛届出書」の提出が必要となります。（牛海綿状脳症特別措置法施行規則も一部改正されます）

#### 死亡牛届出書の提出

●牛の飼養場所を管轄する家畜保健衛生所

(1) FAX 送信 岩手県中央家畜保健衛生所 FAX 019-688-4012

(2) 電子申請 [https://s-kantan.com/pref-iwate-u/offer/offerList\\_initDisplay.action](https://s-kantan.com/pref-iwate-u/offer/offerList_initDisplay.action)

※「岩手県 電子申請」で検索してください

# 地域ぐるみでアカバネ病ワクチン接種を徹底しましょう

～ 2022～23年に北海道で発生 ～

大家畜課

アカバネ病は、吸血昆虫であるヌカカが原因ウイルスを媒介することによって起こる、牛、めん羊等の伝染病です。妊娠牛に感染すると、流死産や子牛の先天異常等を引き起こします。

本病は通常、九州、中国及び四国地方を中心に発生し、北陸、東北、北海道に北上して拡大する傾向にあります。ところが、2022年10月から2023年5月にかけて発生したアカバネ病は、北海道のみで確認され、他の都府県での発生報告はありません。分離されたウイルスは、これまで国内で分離されたウイルスとは遺伝学的に離れており、感染ヌカカの飛来源となった地域がこれまでと異なる可能性が考えられます。



写真 アカバネ病による奇形子牛  
(出典：農研機構動物衛生部門 HP)

今後も、従来と異なる経路による発生を想定して、本病の流行に注意する必要があります。今回は、アカバネ病の特徴と対策を改めてご紹介します。

## 1 症状

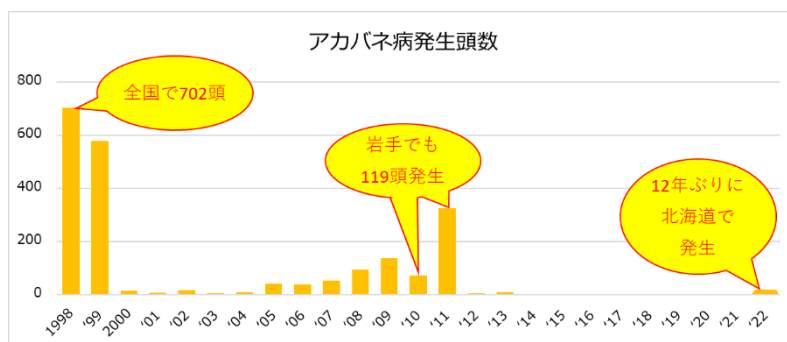
異常産は、ウイルスの伝播が起こった年の冬から翌年の春にかけてみられます。流行初期には流死産が起り、年明けからは出生子牛の体型異常がみられます。

子牛の先天異常は、四肢(特に前肢)の関節湾曲が特徴的で(写真参照)、そのほか大脳欠損症による起立不能、盲目等の症状が現れる場合もあります。母牛はほとんど無症状ですが、胎子の奇形により難産となる場合があります。なお、子牛の先天異常は治療することができません。

本病が発生した場合、子牛の販売収入が得られなくなることや、発生が複数頭に及ぶことから、経済的被害の大きい疾病と言えます。

## 2 発生状況

1972～73年に国内で初めて本病が確認されて以降、度々流行しています。直近では、本県でも、2010年秋から2011年春に119頭の発生が確認され(図参照)、大きな被害がありました。



ワクチンの普及もあり、近年は散発的な発生で推移していましたが、2022年秋からの北海道での流行では、15頭の発生が報告されています。また、道内の複数の農場において抗体陽性の牛が確認され、道内へのウイルスの浸潤が示唆されています。

今年度はこれまでに、本県において本病の流行は確認されていませんが、上記の発生状況を踏まえ、来年度以降、発生に注意が必要です。

## 3 予防

本病の予防は、妊娠牛・妊娠予定の牛へのワクチン接種が有効です。接種する時期は、吸血昆虫が現れる前(4～6月)、遅くとも初夏前をお勧めします。ヌカカが媒介する本病は、皆でワクチン接種を行い地域として免疫レベルを上げることが非常に重要です。適切な対策を行い、大切な子牛をアカバネ病から守りましょう。

# 家きんを高病原性鳥インフルエンザから守りましょう！

中小家畜課

2023/2024 シーズンの国内での高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の発生は、家きんでは8県8事例（H5N1 又は H5 亜型）、野鳥では23 都道府県 100 事例、飼養鳥では2県2事例が確認されています（2月6日現在）。また、韓国ではH5N6 亜型による家きんでの発生が続発しており、今後、朝鮮半島からの渡り鳥によって、これらウイルスが国内に持ち込まれる可能性があります。

飼養衛生管理の自己点検を行い、改善が必要な場合は速やかに対応をお願いします。

なお、発生状況等の詳細は次のとおりです。

## 1 発生農場（1～4 例）における疫学チームによる現地調査結果

4 例中2例は2022/2023 シーズンに発生があった農場であり、農場周辺の水場でカモ類等の多数の野鳥や、有機肥料工場付近で多数のカラス及びトビが確認されました。また、再開時には衛生対策の改善や鶏舎の修繕等が徹底されていたものの、対策が継続されていない点が見受けられました。

次の点は常に徹底しましょう。

- 衛生管理区域専用衣服等の着用及び鶏舎出入口での長靴交換の徹底
- 夜間も含め、野鳥や小型動物（ネコ、イタチ等）を誘引させないように、死亡家きん、廃棄卵及び排泄物の適切な処理
- 少なくとも1日1回の消毒槽の消毒液の交換と日頃の消毒の徹底

## 2 野鳥等の発生について

100 事例中多く確認されている鳥種は、カラス 26 事例、ハクチョウ 19 事例、カモ類 13 事例です。多くが H5N1 亜型の感染ですが、他の血清型（H5N5：7 事例（北海道、熊本県）、H5N6：1 事例（佐賀県））の感染も確認されています。

野鳥の事例数には環境試料（水、ハエ）や糞便（カモ類等）が含まれています。九州大学が行った調査の結果、野鳥で多数の HPAI ウイルス感染が確認された地域（鹿児島県出水市）において採取された腐肉食性を有するオオクロバエの消化器官から本病ウイルスが検出されました。クロバエ類が感染した野鳥の糞や死体から病原体を取り込み、鶏舎に持ち込む可能性も考えられることから、衛生害虫対策も徹底しましょう。

### オオクロバエ

- 青藍色の大型のクロバエ（体長9～14mm）
- 沖縄県を除くほぼ日本全国で生息
- 成虫は春と秋に多く、夏場には見られない
- 成虫の餌は動物の糞や死骸、腐った果実
- 臭覚に優れ、飛翔距離が長い（平均：約0.7～1km/日、最大：約2km/日）
- 2004 年、発生農場周辺のオオクロバエからウイルス分離



（岐阜大学 HP）

## 3 韓国における発生について

2023 年 12 月以降、韓国の家きん農場において H5N1 及び H5N6 亜型ウイルスによる本病の発生が確認しており、野鳥の感染事例も確認されています。

（令和6年1月30日現在）

	H5N1	H5N6	H5N1・H5N6
家きん農場発生数	5 事例	24 事例	1 事例
野鳥の感染事例数	6 事例	10 事例	—

## 1 県内のBVD発生概要と管内の発生事例

本病は、その病名から下痢の病気と想像されますが、それ以外にも、呼吸器病や流死産等の異常産、さらに、本病の感染源として非常に問題となる持続感染（PI）牛の発生の原因となります。また、感染牛は免疫を抑制され、二次感染のリスクが上がることから、放置すると非常に大きな経済的損失となります。県内では、2008年から2024年1月までに 190頭のBVDV1型又は2型によるPI牛等が発生しており、特に、預託施設で発生した場合、発生戸数・頭数ともに多い傾向がみられました。今年度、管内における発生事例では、預託施設でPI牛が発見され、その影響により、多くの妊娠牛がBVDVに感染し、それぞれの農場に帰った後、新たなPI牛を出産しました。多くの農場から牛が集まる預託施設での対策は非常に重要であり、感染の連鎖を断ち切るためには適切なワクチン接種が必要です。

## 2 BVDワクチンの特徴と使用上の留意点

BVDワクチンは混合ワクチンとして複数市販されており、その目的は、呼吸器病の予防であり、ワクチンプログラムは様々です。生ワクチンは強力な免疫を誘導できますが、PI牛を産出してしまう可能性があることから妊娠牛には使用できません。また、子牛（生後6か月齢未満）は、母牛から受け取った免疫（移行抗体）が残っていることが多く、この時期に生ワクチンを接種しても免疫を獲得できないことがあります（ワクチンブレイク）。一方、不活化ワクチンは妊娠牛に使用できますが、初回接種は2回必要であり、生ワクチンほど強力な免疫を獲得することはできません。

ワクチンを接種しているにもかかわらずPI牛が発生してしまった例もありますが、その原因として、不活化ワクチンの初回接種が1回のみであったため、BVDV抗体が低値であったり、移行抗体が多い子牛に混合生ワクチンが使用されていたため、ワクチンブレイクが起こったり、十分な免疫が獲得できていない事例が認められました。また、BVDV1型のみを含むワクチンの接種ではBVDV2型の感染を防ぐことができません。

## 3 BVDの発生予防対策

BVDワクチンの特徴と使用上の留意点を踏まえ、BVDを予防するためには、①BVDV1型と2型を含む混合ワクチンを接種すること。②生ワクチンは移行抗体の消失後の育成牛（6～12か月齢時）に接種すること、③生ワクチン接種1年後に不活化ワクチンを追加接種することが推奨されます。また、最近、BVDV1型と2型を含む生ワクチンでありながら、妊娠牛に使用できPI牛の出生を予防できる新たなBVDワクチンが市販されました。ただし、このワクチンにはBVDV以外の呼吸器病を起こすウイルスの予防はできないため、他のウイルスによる呼吸器病の予防にはそれらを含む別のワクチンを併用する必要があります。BVDと他の呼吸器病の予防としてワクチンを使用する場合には、病気の原因となる病原体を把握し、接種適期を決定することが重要ですので、気になる症状（呼吸器病、下痢、流死産等）が認められた際には、当所にご相談ください。

< お問い合わせ先 >

○岩手県中央家畜保健衛生所

電話：019-688-4111 / FAX：019-688-4012

ホームページ：http://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nougyou/desaki/chuuou/index.html

または「岩手県中央家畜保健衛生所」で検索してください（QRコード→）

○沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター

電話：0193-64-2214 / FAX：0193-64-5631

○岩手県中央家畜衛生協議会

電話・FAX：019-688-4015

